

はじめに

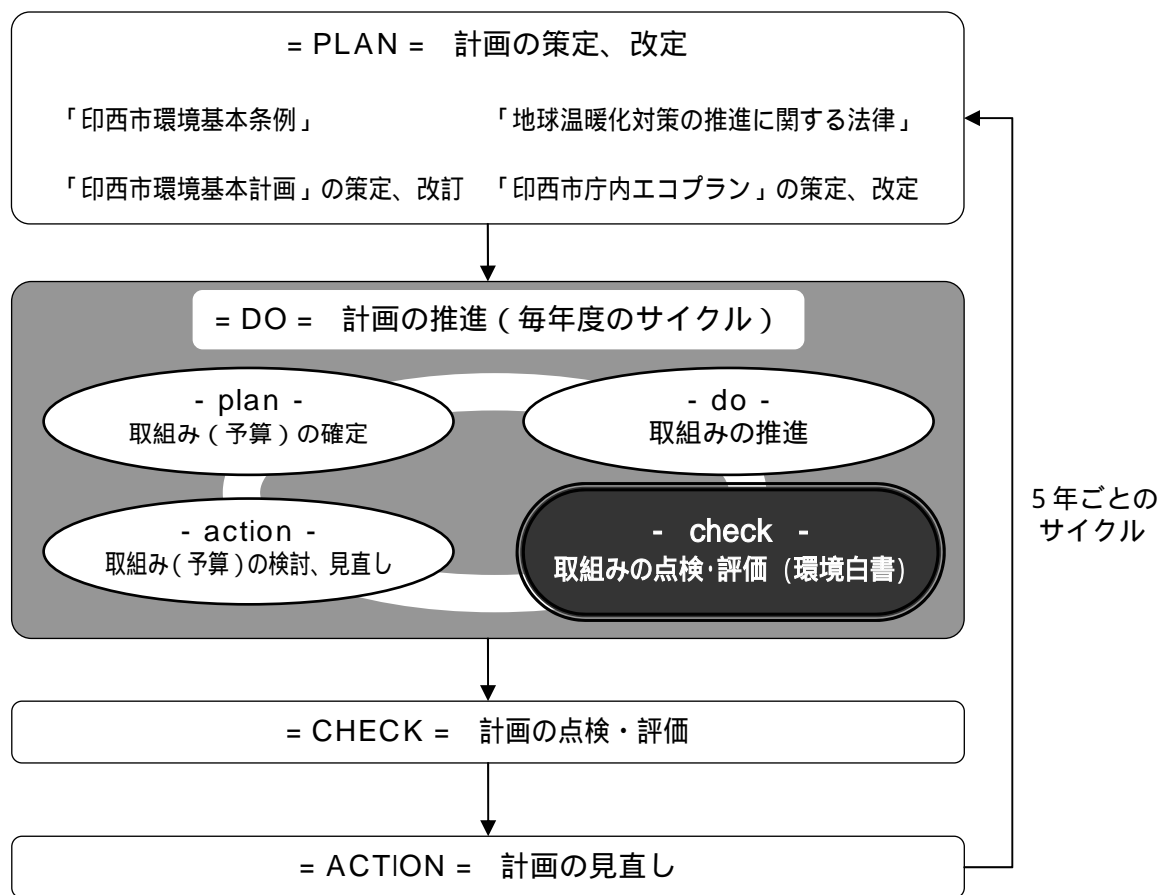
1 環境白書作成の趣旨

印西市は、環境の保全に関する理念や基本的な枠組みを定めた「印西市環境基本条例」を平成 11 年 4 月に施行し、その具体化に向けて「印西市環境基本計画（以下、「環境基本計画」と表記）」平成 15 年 3 月に策定しました。また、平成 15 年度には「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業の中で環境に配慮すべき具体的な事項を定めた「印西市庁内エコプラン（以下、「庁内エコプラン」と表記）」を策定しています。

「環境基本計画」及び「庁内エコプラン」の進行管理の流れは、P（PLAN：計画立案） D（DO：実践） C（CHECK：点検・評価） A（ACTION：見直し）といった「PDCA サイクル」を基本とし、「印西市環境白書（以下、「環境白書」と表記）」を通じた毎年度の「pdca サイクル」と、おおむね 5 年ごとに行う計画全体の見直しを繰り返すことによって計画の着実な推進と継続的な改善を目指しています。

この「環境白書」は、平成 17 年度の市の環境の現状、「環境基本計画」に掲げた市の取組みの実践状況、市民・事業者の行動の実践状況、「庁内エコプラン」の取組み実績等を check（点検・評価）し、次年度以降の取組み（予算）の検討、見直しにつなげるものです。

進行管理の流れ

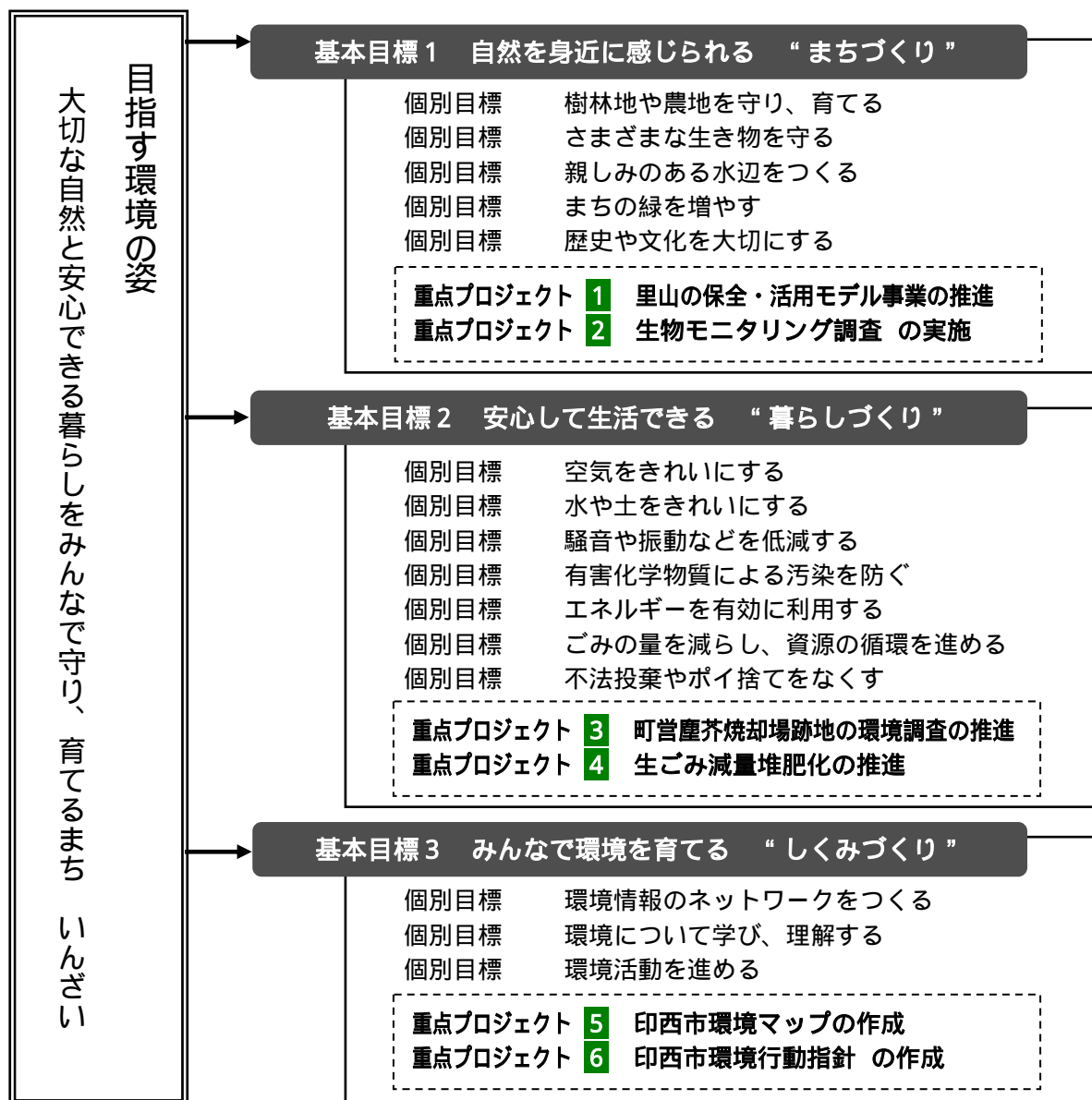


印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。

2 環境基本計画の体系

「環境基本計画」は、環境に関する長期的な目標である「目指す環境の姿」を「大切な自然と安心できる暮らしをみんなで守り、育てるまち いんざい」とし、「目指す環境の姿」を達成するための基本の柱となる「基本目標」、環境要素別の方向性を示した「個別目標」を掲げるとともに、優先的に対策を講じる「重点プロジェクト」を設定しています。なお、計画の対象期間は平成 15 年度（2003 年度）から平成 24 年度（2012 年度）までの 10 年間としています。ただし、今後の社会経済状況などの変化に対応していくため、中間年度（平成 19 年度予定）で必要に応じて計画の見直し及び修正を行います。

環境基本計画の体系



印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。

3 庁内エコプランの取組み

「庁内エコプラン」は、市の事務・事業における温室効果ガスの削減目標及び環境保全に関して配慮すべき事項を定めた計画です。「環境基本計画」を推進するための計画であるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第8条に基づいた「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」としても位置づけています。なお、計画の対象期間は平成15年度（2003年度）から平成19年度（2007年度）までの5年間としています。

温室効果ガスの総排出量の削減目標

平成19年度を目標年度とし、平成13年度レベルより6%削減し維持する。

庁内エコプランの取組み内容

グリーン購入の推進

物品の調達に当たっては、「印西市グリーン購入推進指針」を踏まえ発注を徹底する

OA機器の購入に当たっては、エネルギー効率の良い機器の導入を図る 等

公用車の適正な維持管理の推進

公用車の使用に当たっては、車一台ごとの走行距離・給油量等を記録し、適正な利用管理に努める

車両の運転に当たっては、経済走行に心がけ、空ぶかし、不要なアイドリングを防止する 等

省エネルギー・省資源対策の推進

トイレ・給湯室・書庫等は使用の都度点灯するように徹底する

冷房温度は28℃以上、暖房温度は20℃以下に設定するとともに運転時間をできるだけ短縮する
日常的な節水に努める 等

廃棄物の減量化・資源化の推進

庁内情報システム（各課連絡・メール等）を利用し、ペーパーレス化に努める

資源ごみの分別収集を徹底させる 等

庁舎・施設等の適正な維持管理の推進

敷地内、施設内の緑化を推進する

浸透マスを設置し、雨水の地下浸透の促進に努める 等

4 環境白書の構成

「環境白書」の構成と対象となる計画は、次のとおりです。

目次	対象となる計画	
第1章 環境基本計画の評価	環境基本計画	基本目標（3項目）
第2章 個別目標の進捗状況		個別目標（15項目）
第3章 重点プロジェクトの進捗状況		重点プロジェクト（6項目）
第4章 庁内エコプランの進捗状況	庁内エコプラン	

5 印西市の環境の状況と今後に向けて

印西市は利根川や亀成川をはじめ、調整池や湧水地など、千葉県でも有数の水辺環境に恵まれている地域であるとともに、木下貝層等の歴史文化財に恵まれた地域です。また、生き物の生育・生息種数は、平成15年度レベルをほぼ維持し、樹林地や農地、公園等の緑が多く残る「人々のやすらぎの場」、「生き物の成育・生息空間」が保たれた地域でもあります。

しかし、都市化等の影響により、一部の河川水質や地下水質、道路交通騒音が環境基準値を上回り、一人当たりの二酸化炭素排出量やごみ排出量などが目標値を達成していない状況にあることから、今後も、更なる対策強化を行う必要があります。

その対策の中には、印西市が行う対策により直接効果が現れるものもあれば、市民一人ひとりの協力が必要なものもあります。

本環境白書や環境行動指針は、市民の方々が環境に興味を持ち、より良い環境を創出するためにはどのような行動を行うべきか、また、印西市ではどのような活動を行っているかをまとめたものです。印西市では、目指す環境の姿である「大切な自然と安心できる暮らしをみんなで守り、育てるまち いんざい」の実現のため、今後も環境白書や環境行動指針の発刊を継続していきます。